

# 上越市第9期介護保険事業計画に基づく 上越市地域密着型サービス整備事業者募集要項

## 1 募集の趣旨

上越市では、令和6年度から8年度を計画期間とする「上越市第9期介護保険事業計画」に基づき、介護保険法第8条及び第8条の2に規定する（介護予防）小規模多機能型居宅介護を整備するための事業者を募集します。

## 2 募集する施設の内容等

施設種別	整備数	開設年度	整備地域
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	2事業所	令和8年度	全市域

## 3 募集スケジュール

募集及び選定等のスケジュールは、次のとおりです。

令和7年 6月20日(金)	募集要項の配布
6月20日(金)～27日(金)	募集要項に関する質問受付・説明会申込受付期間
7月1日(火)	募集要項詳細説明会
7月2日(水)～8月1日(金)	事業者募集期間(提出書類受付期間)
8月下旬	選定 (書類及びプレゼンテーション等評価の実施)
9月上旬	事業者の決定

## 4 募集要項の配布

- (1) 配布開始日 令和7年6月20日(金)
- (2) 配布方法
- ・市ホームページからダウンロード
  - ・高齢者支援課窓口で配布  
(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)

## 5 説明会申込受付

- (1) 受付期間 令和7年6月20日(金)から令和7年6月27日(金)まで  
(土日祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで)
- (2) 申込方法 募集要項に添付されている募集要項詳細説明会出席連絡票(様式12)を、高齢者支援課に提出してください。

## 6 募集要項詳細説明会の開催

- (1) 日 時 令和7年7月1日(火) 午後3時～
- (2) 会 場 上越市役所木田第2庁舎 4階 2401会議室
- (3) 留意事項 本説明会の出席を募集の応募要件としますので、応募を検討される事業者は必ず出席してください。

## 7 応募資格

募集施設種別	応募資格
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	応募する時点で、上越市内に営業所、事業所等を有する社会福祉法人、株式会社、有限会社、NPO法人等の法人とします。また、次に掲げる要件を満たしている必要があります。 <ul style="list-style-type: none"><li>①介護保険法第78条の2第4項、第115条の12第2項の規定に該当しない法人であること</li><li>②法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税、固定資産税の滞納がないこと</li><li>③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないものであること</li><li>④会社更生法及び民事再生法等により手続きをしている法人でないこと</li><li>⑤法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する団体又は構成員でないこと</li></ul>

## 8 応募条件

### (1) 敷地及び建物の利用権限

次の①または②の条件を満たすことを条件とします。

- ① 敷地及び建物は、その所有権を取得し登記していること。または、所有者から貸与若しくは使用許可を受けていること。
- ② 用地確保が確実に見込めること。  
※用地確保が確実に見込めることについては、土地売買確約書等により確認します。

### (2) 開設時期

原則として、令和8年度中に開設することを条件とします。

ただし、関係法令の許認可の手続き等により、令和8年度中の開設が困難な場合は、事前に上越市介護保険施設整備等検討懇談会事務局(高齢者支援課)に報告してください。

### (3) 応募の制限

事業者は、同一の整備対象事業について、同一の事業者が複数の応募をすることはできません。

## 9 提案書の評価

### (1) 評価方法

高齢者支援課に設置する「上越市介護保険施設整備等検討懇談会」において、プレゼンテーション及び質疑応答により評価を行います。評価の日時等は別途通知します。

### (2) 評価項目等

評価項目と配点は次のとおりです。

評価区分	評価項目	配点
①法人としての姿勢	(ア) 法人の基本理念と具体策	5
	(イ) 職員の資質向上のための方策	5
	(ウ) 法人として特筆したい取組	5
②人材の確保・定着	(ア) 人材確保や定着のための取組	10
	(イ) 従業員の状況	5
③施設の運営方針	(ア) 提案事業の運営方針	5
④施設の概要	(ア) 施設や設備の特長	10
	(イ) 立地場所選定の理由	5
	(ウ) 立地場所での地元の理解	5
⑤サービス提供の概要	(ア) 職員配置	15
	(イ) 利用料に関すること	10
	(ウ) 介護保険サービス利用者負担金助成事業の取組	5
	(エ) 家事の共同実施	5
	(オ) 社会生活上の便宜の提供等	5
	(カ) 地域との連携	5
	(キ) 業務継続計画の策定、衛生管理等及び虐待の防止	5
⑥その他サービスの質の向上に資する取組	(ア) 加算算定項目	5
	(イ) 重度者への対応等	10
	(ウ) その他	5
⑦提案内容の実行性	(ア) 法人の実績に基づく実行性を評価	10
⑧加点評価	未整備の日常生活圏域（城北、潮陵、安塚、浦川原、大島、牧、吉川、板倉、清里）での整備	10
合計	(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	145

## 10 事業者の選定

募集施設種別	選定方法
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	<p>市長は、上越市介護保険施設整備等検討懇談会における評価の結果をもとに、整備事業者（第一決定事業者、第二決定事業者）及び次点事業者を選定します。ただし、同一の日常生活圏域における整備は行いません。従って、次点事業者が繰り上がり、整備事業者となる場合があります。</p> <p>今後、整備事業者において当市との協議が整わなかった場合や辞退を申し出た場合は、次点事業者と整備に関する協議を行います。</p> <p>なお、選定された事業者については、市のホームページで公表します。</p> <p>※上越市介護保険施設整備等検討懇談会における採点評価について 上越市介護保険施設整備等検討懇談会において、評価項目に照らし合わせ、評価を行い、懇談会参加者による評価点数の総合計が最も高い事業者を懇談会内評価における第1位事業者とする。また、第1位事業者の次に評価点数の総合計が高い事業者を第2位とし、第3位以下についても同様とする。</p>

## 11 提出書類

### (1) 資格審査書（1部提出）

様式番号	様式名称
様式1	上越市地域密着型サービス整備事業者募集要項資格確認書
—	定款
任意様式	役員名簿（役職、氏名、生年月日、任期の記載があるもの）
—	法人登記事項証明書（直近3か月以内に発行されたもの）
様式2	介護保険施設運営実績届

### (2) 提案書（15部提出（正本1部、コピー14部））

様式番号	様式名称
様式3	上越市地域密着型サービス整備事業提案書
様式4	既存介護事業概要届
様式5	法人としての姿勢
様式6	人材の確保・定着
様式7	施設の運営方針
様式8	施設の概要 ※位置図、周辺図、土地の現況写真、施設の配置図、平面図を添付
様式9	サービス提供の概要
様式10	その他サービスの質の向上に資する取組
様式11	提案内容の実行性
任意様式	事業収支計画（借入金の償還が終了するまでの収支計画）
任意様式	決算書（法人の過去3年の決算内容が分かるもの）
—	整備予定地の登記事項証明書・謄本（「8応募条件(1)敷地及び建物の利用権限」において、整備予定敷地若しくは建物を所有している場合のみ）
—	賃貸借・使用許可契約書の写し（「8応募条件(1)敷地及び建物の利用権限」において、整備予定敷地若しくは建物について所有者から貸与若しくは使用許可を受けている場合のみ）
任意様式	土地売買確約書等（「8応募条件(1)敷地及び建物の利用権限」において、整備予定地の用地確保が確実に見込めることの確認が必要な場合のみ）

### (3) 提出に当たっての留意点

- ① 提出書類は、原則としてA4版（A3版折込は可）とします。
- ② 正本1部（「資格審査書」と「提案書」）は、A4版縦型ファイル（紙ファイル：ファイルの色は自由）に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記し提出してください。インデックスは「様式〇」（様式にないものは「様式名称」）と記して付けてください。
- ③ 上記のほかに、「提案書」のコピー14部（カラーコピー可）を用意してください。A4版縦型ファイル（紙ファイル：ファイルの色は14部とも同一の色）に左綴じで、表紙及び背表紙には事業者名を明記し提出してください。インデックスは「様式〇」（様式にないものは「様式名称」）と記して付けてください。
- ④ 公平性を期するために、枚数が限定されている様式については必ず枚数を守ってください。

## 12 応募に当たっての留意点

### (1) 費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募者の負担とします。

### (2) 提出書類の変更の禁止

提出期限（8月1日（金））後に、提出された書類の差し替え及び再提出は認めません。

### (3) 提出書類の取り扱い

提出書類は返却しません。また、提出書類は、「上越市介護保険施設整備等検討懇談会」における評価のみに用い、応募者の許可を得ずに公表はしません。

### (4) 接触等の禁止

「上越市介護保険施設整備等検討懇談会」の参加者に対して、本件に係る接触等を禁じます。なお、接触等の事実が認められた場合は、失格となることがあります。

### (5) 関係法令等の留意

工事の着手に当たっては、他の法令等の許認可が必要な場合があります。開発行為や農地転用、都市計画、文化財保護、土砂災害防止関係法令等に留意し、事業スケジュール等を精査した上で応募願います。具体的には、市都市整備課、農政課、農業委員会、文化行政課、河川海岸砂防課などに確認してください。

なお、本要項に基づく事業者の決定により、これら関係法令の許認可手続きに係る期間及び要件が緩和されることはありません。

### (6) 提案書と整備内容の相違

選定後に、やむを得ない事情により提案時の整備内容等から変更等を行う場合は上越市介護保険施設整備等検討懇談会事務局（高齢者支援課）に対して、遅滞なく変更等を行う旨、報告を行わなければなりません。

また、提案時の整備内容と実際の整備内容等が相違していないか、開設後に確認します。事務局に報告がなく整備内容等が相違している場合は是正勧告等をした上で、順守されない場合は今後の施設整備の応募を認めない場合があります。

### 13 募集要項についての質問の受付

本募集要項について質問がある場合は、質問送付票（様式 13）に簡潔に記入の上、高齢者支援課へ、FAX又はメールで提出してください。質問の受付期間は、令和7年6月20日（金）から6月27日（金）午後5時15分までとします。回答は、7月1日（火）開催の募集要項詳細説明会で行います。

なお、公平を期すため窓口、電話などでの個別の質問には一切お答えしません。また、期限後の質問は受付しません。

### 14 提出書類受付期間及び提出先

#### (1) 受付日

令和7年7月2日（水）から令和7年8月1日（金）まで（土日祝日は除く）

#### (2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

#### (3) 提出場所（問い合わせ先）

上越市 健康福祉部 高齢者支援課（市役所木田庁舎1階）

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話：025-520-5704

FAX：025-526-6115

メールアドレス：kaigo@city.joetsu.lg.jp

※提出の際は事前に電話連絡の上、直接お持ちください。